

平成25年度 にぎわい茶房運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民又は本町への来訪者等が気軽に集い飲食できる場所及びもてなしを提供し、町民相互の交流を増進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 にぎわい茶房の実施主体は飯豊町とし、事業の一部若しくは全部を適切な事業運営が可能と認められる第三者との覚え書を以って実施するものとする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に挙げる事項とする。

(1) 場所の提供

町内に目的を達成するための場所及びもてなしを提供すること

(2) 飲食物の提供

新たににぎわいメニューを加え、提供すること

(3) のぼり旗の掲揚等

のぼり旗を掲揚し、ウェルカムボードを設置すること

(4) 情報の提供

町内外の情報を提供すること

(5) その他必要と認められるもの

(実施日時等)

第4条 業務の実施日は、委託された第三者の営業日とし、その営業日のうち2時間程度とする。

(協力金の請求と実施報告)

第5条 1ヶ月の協力が終了したら、翌月7日までに実施報告書(様式第1号)と請求書を提出すること。

(関係法令の遵守)

第6条 事業の実施にあたっては、営業に関する衛生管理、防災等の関係法令及び監督官公署の指導を遵守すること。